

東紀州環境施設組合監査委員条例

令和3年4月1日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びこれに基づく政令並びに東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）で定めるものを除き、東紀州環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査等の通知及び結果の報告等)

第2条 監査又は検査を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査又は検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 住民監査請求の対象となった行為（以下「対象行為」という。）について、当該対象行為を停止すべきことを勧告したときは、監査委員は、これを速やかに住民監査請求の請求人に通知し、及び公表するものとする。

3 監査又は検査の結果の報告若しくは通知及び公表は、当該監査又は検査の終了後速やかに行うものとする。

4 審査の意見は、審査の終了後速やかに管理者に提出するものとする。

(公表及び告示の方法)

第3条 監査委員が行う公表及び告示の方法は、東紀州環境施設組合公告式条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第4号）の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。